

令和8年度 官民協働プロジェクト推進事業
デジタル技術等を活用した地域課題等の解決に向けた
提案に関する募集要項

令和8年5月

徳島県企画総務部情報政策課

目次

1. 目的	2
2. 募集する地域課題および地域課題の解決に資する提案	2
3. 地域課題等検討 WG の概要	3
4. 実証実験等の実施に対する補助金	4
5. 実施スケジュール	5
6. 参加資格	5
7. 質疑書の提出及び回答	6
8. 参加表明及び企画提案について	6
9. 審査方法等	7
10. 結果の通知・公表	8
11. 応募に際しての注意事項	8
12. その他留意事項	9
13. 問合せ先	10

1. 目的

本要項は、本県が実施する「官民協働プロジェクト推進事業」において、デジタル技術等を活用したトランスフォーメーション (DX) により、地域課題の解決を図るべく、全国の民間事業者・団体から提案を募集するにあたり、必要事項を定めるものです。

本プロジェクトは、人口減少と少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少による地域の活力低下という構造的な課題に対し、単なるデジタル技術の導入に留まらず、地域課題の解決や新たな価値創出、事業内容の改善・効率化等につなげることを目的としています。

また、本要項に基づき、地域課題および地域課題の解決に資する提案を選定したのち、それぞれの提案に対して、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を組成します。本県と連携しながら WG に参画・主導いただける事業者・団体の応募を広く求めます。

2. 募集する地域課題および地域課題の解決に資する提案

(1) 地域課題

本事業では、以下の重点分野 5 分野において、デジタル技術や AI 等の先進技術の活用によって解決が見込まれる課題を募集します。

- ①教育
- ②医療・福祉
- ③防災・土木
- ④交通・観光
- ⑤地域経済・雇用

本県として各分野における課題の詳細については、別紙「提案を期待する課題の例（参考資料）」および「徳島新未来創生総合計画」や「とくしま新未来 DX 推進プラン」、各種個別計画等を参照してください。ただし、これらに記載されている課題以外であっても、上記重点分野に該当すれば、県下の各市町村の課題や行政が認識していないものの住民や県内事業者等にとって課題になっているものについて提案することは可能です。

(2) 地域課題の解決に資する提案

デジタル技術や AI などの先進技術を活用した (1) で示す地域課題の解決に資する提案を募集します。複数の重点分野に該当する提案も可能ですが、課題の解決に資する提案は、代表事業者につき 1 つまでとします。ただし、別提案で構成事業者等として提案するものについては、申請件数に制限を設けません。

なお、本事業においては本県や県内市町村の取組状況を踏まえ地域課題を深掘り、官民協働により取組むことを重要視しています。そのため、実証実験の実施や WG での議論にあたり、実証フィールドの所在する県内市町村と連携することを必須と考えております。採択後にスムーズに実証実験を実施することを見据えて、企画段階においても事前打診・調整を行っていただくようお願いします。

本プロジェクトの目的を十分に理解いただくとともに、実装する上で持続可能な事業となるような提案を積極的に募集します。

※実装に向けた持続可能なマネタイズの方の例

- ・サービス利用者等から利用料を徴収する等、行政からの資金投入以外の収入が検討されている。
- ・行政からの資金投入が必要ではあるものの、行政が主体となって事業実施するよりも費用が抑制できる、もしくは行政の業務等の改善・効率化が達成され業務コストが抑制できる。
- ・行政からの資金投入が必要ではあるものの、行政が認識している重要課題で現在取り組めていない課題に対して効果的に取り組むことができる。

3. 地域課題等検討 WG の概要

(1) WG の目的

地域課題および地域課題の解決に資する提案を選定後、産学官民が協働して、実証実験に向けた調整や社会実装に向けた検討を行うため、採択された提案それぞれに対して、WG を組成します。

参画者として、本県職員（事務局である情報政策課職員・関係する担当部署職員）、実証フィールドとなる自治体や事業者等の担当者、本県が選定する有識者等を想定しています。採択後、WG の参画者の選定や運営方法については事務局と事前協議の上、決定します。採択事業者には WG に参画・主導いただき、参画者と連携しながら、提案した地域課題について深く掘り下げ、現状と課題を分析するとともに、実証実験の実施や令和9年度以降の実装に向けた課題整理等を行っていただきます。

(2) WG における各参画者に期待する主な役割

- ・採択事業者：提案した地域課題の現状把握・課題の分析、実証実験実施に向けた調整、実証実験結果の報告、実装に向けた課題の整理 等
- ・本県事務局：WG の運営支援、関係部署・県内市町村などとの調整支援、本県による情報発信 等
- ・本県関連部署：地域課題の詳細・取組状況の共有、実証実験・実装に向けた調整 等
- ・県内市町村：地域課題の詳細・取組状況の共有、実証フィールドの提供、実証に関する協力 等 ※実証フィールドが所在する市町村を想定
- ・有 識 者：各分野の知見を活かしたアドバイス 等
- ・その他関係者：地域課題の詳細・取組状況の共有、実証フィールドの提供、実証に関する協力 等

(3) WG へ参加するメリット

WG への参画は、下記のようなメリットがあります。

- ・公共セクターとの協働による新たな価値創造
- ・ソリューションの検証のための実証フィールドとしての利用及び実績の獲得
- ・本県を通じた取り組みに関する情報発信
- ・地域課題に関する深い知見の習得

(4) WGの実施スケジュール（イメージ）



各会議の概要

	全体キックオフ会・成果報告会	WG
主な参加者	全採択事業者・本県担当部署・関係者等	採択事業者・事務局・本県担当部署・有識者・実証フィールド等
頻度	各1回実施	3～4回程度を想定
協議事項	各採択事業者・関係者間のネットワーキング	各提案をもとに細かい調整ではなく、実証・実装に向けた視座の高い議論を実施

※その他適宜、必要に応じて事務局と採択事業者間での進捗確認会議や、採択事業者による実証フィールド等との実証実験のための調整を実施していただきます。

4. 実証実験等の実施に対する補助金

本県では、本事業採択事業者が申請可能な補助金の設置を予定しています。補助金の内容としては1件あたり上限1,000万円（定額）を予定しており、申請内容を精査の上、交付決定を行い、実績払いを行うことを検討しています。なお、補助金事業は今年度末までの実施を予定しており、今年度内での実証実験の実施および完了が必要です。

補助金の対象経費としては、人件費（補助事業実施に必要なシステム開発に従事する者の直接人件費に限る。）・報償費・旅費・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）・役務費（通信運搬費、保管料、広告料、保険料）・外注費及び委託費・使用料及び賃借料・原材料費・備品購入費・その他実証実験の実施に直接必要であると知事が認める経費を予定しています。各対象経費の詳細な要件や、対象外となる経費の考え方等については、別紙「補助対象経費について」を御確認ください。

本補助金の対象となる経費と同一の項目について、国又は他の公的団体から補助金等の交付を受けている場合は対象外となります。また、国の補助金（国庫補助金等を原資とする地方自治体の補助金を含む。）が交付される事業の自己負担分に本補助金を充当することはできません。

5. 実施スケジュール

地域課題等の募集から選定、WG 組成までの主なスケジュールは次のとおりです。

内容	日時
募集開始	令和 8 年 5 月 22 日 (金)
質疑提出期限	令和 8 年 6 月 2 日 (火) 17 時まで
質疑回答	令和 8 年 6 月 8 日 (月)
参加表明書類提出締切	令和 8 年 6 月 19 日 (金) 17 時まで
企画提案書提出締切	令和 8 年 7 月 2 日 (木) 17 時まで
事前審査結果通知	令和 8 年 7 月 15 日 (水) (予定)
審査会 (プレゼンテーション)	令和 8 年 7 月 31 日 (金) (予定)
審査結果通知予定日	令和 8 年 8 月上旬 (予定)
全体キックオフ会	令和 8 年 8 月中 (予定)
地域課題等検討ワーキンググループ (初回)	令和 8 年 8 月下旬 (予定)

6. 参加資格

本公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることとします。

- (1) 法人格を有する民間事業者又は団体であること (企業、NPO 法人、一般社団法人、高等教育機関等)。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (以下「暴力団員の構成員等」という。) でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 役員 (法人の監査役及び監事を含む。) のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
 - エ 暴力団員の構成員等
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更

生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体等適当でないと思われる者でないこと。
- (10) 国税、地方税等の滞納がないこと。
- (11) 本県における地域課題解決のため、本県と連携し、提案ソリューション（技術、製品、サービス、システム等を含む）を用いて、実証実験の取組を主体的に行える者。

7. 質疑書の提出及び回答

本募集に関して、質疑事項がある場合は以下のとおり質疑を行ってください。口頭、電話での質疑には答えられません。

- (1) 提出期限 令和 8 年 6 月 2 日（火）17 時まで（必着）
- (2) 提出場所 徳島県企画総務部情報政策課 デジタル共創推進担当
メール：jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールのみ。
なお、メールの件名には、【徳島県官民協働プロジェクト推進事業に関する質疑書の送付】と付記してください。
提出後は、必ず確認の電話連絡を行うこと。
TEL：088-621-2723
- (4) 提出書類 質疑書（様式第 1 号）
- (5) 回答 令和 8 年 6 月 8 日（月）

質疑への回答は徳島県ホームページに掲載し、個別には回答しません。

URL：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/chihososei/7313246/>

8. 参加表明及び企画提案について

本公募への参加を希望する者（以下「応募者」とする。）は、本募集要項等を理解した上で、以下のとおり提出することとします。本県ホームページにおいて本プロジェクトの主旨や提案にあたっての留意点に関して説明動画を掲載していますので視聴の上、提案を作成ください。

- (1) 参加表明書について

様式第 2 号に必要事項を記載して提出してください。

- (2) 企画提案書について

本県において解決すべき地域課題及び課題解決に資する取組（技術及びソリューション

ンを提示してください。) について、様式第3号により提案してください。

(3) 上記提出期限

参加表明書：令和8年6月19日（金）17時まで

企画提案書：令和8年7月2日（木）17時まで

提出期限を経過した後の変更及び再提出は、認めないものとします。

(4) 様式等の配布期間及び配布場所

令和8年5月22日（金）から徳島県ホームページ内よりダウンロード

URL：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/chihososei/7313176/>

(5) 提出方法

原則、メールによる提出とします。なお、メールの件名には、それぞれ【徳島県官民協働プロジェクト推進事業に関する参加表明書の送付】、【徳島県官民協働プロジェクト推進事業に関する企画提案書の送付】と付記してください。また、添付ファイルが制限容量を超える場合（各添付ファイルの容量が50MBを超える場合）は、ファイルを記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を持参又は郵送で提出してください。郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までの必着とします。提出後（持参の場合は不要）は、必ず確認の電話連絡を行うこと。

徳島県企画総務部情報政策課 デジタル共創推進担当

TEL：088-621-2723

(6) 持参及び郵送時の提出場所

徳島県企画総務部情報政策課 デジタル共創推進担当

（〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地）

なお、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時までとします。

(7) 提出書類の取扱い

- ①提出された企画提案書は、事前審査及び本審査以外では使用しませんが、採択された提案の内容については、WGでの協議の対象となります。
- ②提出された書類は返却しません。また、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
- ③企画提案書等の著作権は、応募者に帰属するものとします。
- ④企画提案書等に含まれる著作権、特許権などの権利は日本国の法令に基づいて保護されます。
- ⑤第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負うものとします。
- ⑥提出に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

9. 審査方法等

(1) 審査及び選定方法について

審査は、事前審査（書面）と本審査（プレゼンテーション）の2段階で行います。

(2) 事前審査

事前審査は、本県にて、提出された参加表明書及び企画提案書による書類審査を行います。県下における実現可能性や別途定める評価基準に基づき、最大 10 件の提案を選定します。事前審査の結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、選定後、本審査対象者には、本審査の実施日時・実施場所を通知します。本審査は 7 月 31 日（金）を予定しています。

(3) 本審査

本審査は、県が設置する地域課題等募集選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書のプレゼンテーション審査を実施します。本審査は、別途定める評価基準に基づき総合的に評価を行い、最大 5 件の提案を選定します。

(4) 企画提案書のプレゼンテーション

（とくしま DX 推進 HUB「とくのわ」での対面実施を予定）

①企画提案の所要時間（予定）

- ・説明（プレゼンテーション） 15 分
- ・質疑 10 分程度

②注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーションの開始時間等は、後日通知するものとします。
- ・プレゼンテーションでは、提出された企画提案書を用いて説明を行ってください。企画提案書以外の資料等を用いた説明は不可とします。また、出席者は各提案者とも 3 名以内とします。
- ・プレゼンテーションでは、企画提案書をモニターに投影して説明を行うことができることとします。ただし、本県で用意する機材は次のとおりとします。なお、モニターの使用を希望する場合は、各提案者において HDMI 接続可能なパソコンを用意・持参してください。

- モニター（HDMI ケーブル接続）
- 延長電源ケーブル
- HDMI ケーブル（モニター接続用）
- ハンドマイク 1 本

10. 結果の通知・公表

- (1) 審査結果は審査後、全ての応募者に対し通知するとともに、本審査において選定された者の名称等を徳島県ホームページにおいて公表します。ただし、審査の経緯については、公表しません。
- (2) 審査結果に対する異議申立ては受理しません。

11. 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とします。

- ①選定委員に対して、直接又は間接を問わず、故意に接触を求めた場合。
- ②他の応募者と企画提案内容又は参加の意思について相談を行った場合。
- ③審査終了までの間に、他の応募者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合。
- ④企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。
- ⑤選定終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出等、参加に要する経費等は、すべて応募者の負担となります。なお、やむを得ない理由等により、本募集を実施することができないと認められるときは、停止、中止又は取消しすることがあります。この場合において、応募者は本応募に要した費用を本県に請求することはできないものとします。

(3) その他

- ①参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は辞退したものとみなします。
- ②応募者は、企画提案書の提出をもって、本募集要項の記載内容に同意したものとみなします。
- ③提出された企画提案書は、徳島県情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づく行政文書の公開請求の対象となります。
- ④企画提案書の提出後に本応募を取り下げの場合は、令和8年7月8日（水）17時までに、辞退届（任意様式）を電子メール、持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までに必着とする。）とします。
- ⑤応募者は本募集の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

12. その他留意事項

- (1) 応募者は、本事業に参画するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らす、又は自己の利益のために利用することはできません。また、本事業終了後も同様とします。
- (2) 応募者は、本事業に参画するに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（徳島県条例令和4年第55号）に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとします。
- (3) 複数の事業者等による共同提案を行う場合には、参画する事業者等の中から代表団体による提案とし、その他団体は構成団体等として、役割分担も含め記載することとします。
- (4) 本募集要項に規定していない事項が発生した場合は、公平性を考慮の上、適宜本県が判断するものとします。

13. 問合せ先

徳島県企画総務部情報政策課デジタル共創推進担当

住 所 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電 話 088-621-2723

メール jouhouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp